令和７年度第３回定例会（第２号）

令和７年９月９日（火曜日）午前１０時００分開議

○議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　一般質問
日程第　３　同意第１号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第　４　同意第２号　教育委員会委員の任命について
日程第　５　承認第３号　専決処分の承認を求めることについて
日程第　６　議案第３０号　七飯町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第　７　議案第３８号　七飯町議会議員及び七飯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
日程第　８　議案第３９号　職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について
日程第　９　議案第４０号　七飯町水道事業給水条例の一部改正について
日程第１０　議案第４１号　財産の取得について
日程第１１　議案第４２号　北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
日程第１２　議案第４３号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について
日程第１３　議案第４４号　北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
日程第１４　議案第４５号　令和７年度七飯町一般会計補正予算（第４号）
日程第１５　議案第４６号　令和７年度国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
日程第１６　議案第４７号　令和７年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第１７　議案第４８号　令和７年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第１８　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦について
日程第１９　諮問第２号　人権擁護委員候補者の推薦について

○出席議員（１４名）

議長	１４番	木下　敏	副議長	１３番	川村主税
	１番	澤出明宏		２番	神崎和枝
	３番	江口勝幸		４番	青山金助
	５番	川上弘一		６番	佐々木陵二
	７番	田村敏郎		８番	稲垣明美
	９番	中川友規		１０番	平松俊一
	１１番	上野武彦		１２番	池田誠悦

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町長　杉原　太

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副町長	工藤　稔	統括監（行財政改革担当）兼財政課長	青山栄久雄
統括監（公共施設整備担当）兼都市住宅課長	川島篤実	総務課長	中村雄司
情報防災課長	村上宏樹	政策推進課長	笠原泰之
税務課長	池田　晃	会計課長	佐々木宏美
住民課長	福川晃也	環境生活課長	村山徳收
福祉課長	谷口真樹	子育て支援課長	川崎惠子
健康推進課長	竹内圭介	商工労働観光課長	岩上　剛
農林水産課長	松本博和	土木課長	赤石　旭
上下水道課長	庭田昌輝		

○地方自治法第１２１条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教育長　悟楼　司

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教育監兼教育総務課長	磯場嘉和	学校教育課長兼学校給食センター長	柴田　憲
生涯教育課長	花巻　亘	スポーツ振興課長	髙橋雅貴

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事務局長　福永崇弘

○地方自治法第１２１条の規定により本会議に出席を求めた説明員

監査委員　永田英利

○選挙管理委員会委員長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

書記長　中村雄司

○本会議の書記

事務局長	広部美幸	書記	山本翔大
書記	伊東宏樹		

○会議規則第１１６条の規定により指名された会議録署名議員

１０番　平松俊一　　１１番　上野武彦

午前１０時００分　開議

開　議　宣　告

○議長（木下　敏）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は１４名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和７年第３回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

日程第１

会議録署名議員の指名

○議長（木下　敏）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

１０番　　平　松　俊　一　議員

１１番　　上　野　武　彦　議員

以上、２議員を指名いたします。

日程第２

一般質問

○議長（木下　敏）　日程第２　一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　それでは、通告に従いまして、１問、８月１９日の大雨の対応についてを伺います。

８月１９日の大雨は、全町に及び人的被害はなかったものの、家屋、農作物、農地、農林道、土木等の被害は広範囲で甚大なものとなった。

とりわけ、土砂災害警戒情報の発表に伴い、１３時４０分、峠下・仁山地区に避難指示が発令され、避難所は藤城小学校を開設。最大１５名、１０世帯が避難。１７時３０分、避難指示を解除し、８月２０日４時４９分に閉鎖した。

また、自主避難については大沼多目的会館を開設し、最大３名、２世帯の避難があり、８月２０日４時４９分に閉鎖とあるが、次の点について伺いたい。

１、町民に対する大雨災害情報の提供について。

２、峠下・仁山地区の人口状況と避難行動はどのように行なわれたのか。

３、自主避難について。

○議長（木下　敏）　情報防災課長。

○情報防災課長（村上宏樹）　１点目の町民の方に対する情報提供ですが、８月１９日１０時３３分発表の大雨警報から、一連の洪水警報、土砂災害警戒情報、避難指示、避難所開設、避難指示解除について、いずれも防災行政無線、公式ＬＩＮＥ等により伝達しております。

気象庁による土砂災害危険度分布データの仁山付近のメッシュデータが危険度の高まりを示していたことにより、峠下・仁山地区に避難指示を出し、藤城小学校に避難所を開設しました。

また、大沼多目的会館に自主避難所を開設しました。

２点目の峠下・仁山地区の人口状況などですが、字峠下は２３７人、１３３世帯、字仁山は２７９人、１６１世帯です。

避難者は、出入りはありましたが、旅行者などを含めて１９名。移動手段は、徒歩の方が１名、その他は自家用車で避難されています。

３点目、自主避難について。

状況などを総合的に勘案し、大沼多目的会館に自主避難所を開設しました。３名の方が避難されております。また、５名の方が役場庁舎へ自主避難されております。

以上です。

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　今、大体の流れをお聞きしましたけれども、気象庁は１３時１０分現在で土砂災害警戒レベル４、そして、河川洪水レベル３ということで、１３時２１分に発信していると思います。

それを受けて、七飯町は防災無線、あるいは、公式の連絡網といったようなものを使っ

て、何時に町民に発信したのか、その時間を教えていただきたいと思います。

○議長（木下　敏）　情報防災課長。

○情報防災課長（村上宏樹）　土砂災害警戒情報は１３時３０分に発表されまして、１３時４０分に避難指示の発令を決めました。

情報の発信ですが、防災無線につきましては、そこから避難所開設の準備などを整えまして、準備が整い次第、発表したところですが、１４時２０分に峠下・仁山地区に避難指示と、避難所を開設した旨を伝達しています。

以上です。

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　もうちょっと分かりやすくお願いしたいのですけれども、１３時３０分に七飯町がどういう発信をして、１３時４０分にという、ここら辺をもう少し説明を頂きたいのと、それから、防災無線では１４時２０分に峠下・仁山地区と言われたのですが、全町には出さなかったのですか。

こういう避難の問題は、全町的な問題。確かに、峠下・仁山地区の雲の状況は分かりますけれども、こういう防災に対しては、町民全体に共有しないと駄目だと思います。

１４時２０分に峠下・仁山地区に防災無線で発信をしたと。そうすると、七飯町内のほかの地域については、何時に防災無線等を使って発信したか、そこら辺をもう一度ちょっと整理して。

先ほど申しましたように、気象庁は１３時１０分現在で１３時２１分に発信しているというふうに認識しているのですが、七飯町は１３時３０分で、１３時４０分に……。

これは気象庁が言っているのか、七飯町が言っているのか、そこら辺をはっきり教えていただきたいです。

○議長（木下　敏）　情報防災課長。

○情報防災課長（村上宏樹）　まず、当日の状況ですが、気象庁より１０時３３分に大雨警戒情報が発表されまして、気象警報が発令された旨、同時に防災無線を鳴らしています。区域については、町内全体に鳴らしています。

その後、１２時８分に洪水警報が気象庁より発令され、同時に防災無線で気象警報が発表されている旨を流しています。

その後、１３時３０分に気象庁より土砂災害警戒情報が発表されました。

それを受け、町といたしまして、土砂災害警戒情報の中身を分析し、仁山付近の土砂災害の危険度が高まったことにより、峠下・仁山地区に情報防災無線で１４時２０分に情報を伝達したということです。

大雨洪水警報に関しては、全町に流していますが、土砂災害警戒情報の避難指示の部分に関しては、峠下・仁山地区に伝達しているという状況になっています。

以上です。

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　そうしますと、１４時２０分に峠下・仁山に限定して情報を出したということですか。

ただ、その前段で１０時３３分、１２時８分だとか、それぞれ気象庁が出したものについて全町に流したけれども、避難指示だとかは峠下・仁山地区に限定して１４時２０分に出したという考え方でいいのですよね。

○議長（木下　敏）　情報防災課長。

○情報防災課長（村上宏樹）　議員のおっしゃるとおりです。

以上です。

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　１４時２０分に峠下・仁山に避難指示を出しているということですけれども、その前段には、藤城に避難所を設営し、準備ができて、１４時２０分に峠下・仁山地区に出したということだと思います。

これは、１４時２０分に出す前に、町が避難指示を判断したということですね。

１３時３０分に気象庁が土砂災害警報を出して、１３時４０分に町がどういう状況かを分析し、１４時２０分に峠下・仁山地区に避難指示を出すという一連の流れでよろしいのですよね。再度確認です。

○議長（木下　敏）　情報防災課長。

○情報防災課長（村上宏樹）　議員のおっしゃるとおりです。

以上です。

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　避難指示、警戒レベル４ということで気象庁は出していますけれども、これについて、峠下・仁山地区の危険度が高いということで、限定して出したと言うのですけれども、これは情報共有の意味から全町に出すべきではないかと思います。

親戚縁者がいるのか、いないのか、分かりませんけれども、峠下・仁山地区に避難指示が出たという情報を、大沼でも、大川でも、緑町でも、共有する必要はないという判断ですか。

そこら辺の考え方を、ちょっと教えてください。

○議長（木下　敏）　情報防災課長。

○情報防災課長（村上宏樹）　峠下・藤城地区に避難指示を出したときの状況ですけれども、防災無線に関しては峠下・仁山地区に発報していますが、ＬＩＮＥ等の情報、ＮＨＫのデータ情報、あと、携帯のキャリアメールといったものは、全町に流しています。

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　今、全町に流しているという話ですけれども、ＬＩＮＥ等だとか、ＮＨＫだとか、キャリアメールだとかは、町が管理しているものですか。

○議長（木下　敏）　情報防災課長。

○情報防災課長（村上宏樹）　北海道で運用しているシステムがございまして、そちらと連動して、町でその情報を入力することにより、自動的にＮＨＫの放送と携帯キャリアメールに流れる状況です。

公式ＬＩＮＥに関しましては、防災無線と連動して流れている状況で、そういった仕組みになっています。

以上です。

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　もう一度聞きますけれども、情報を流した責任というのは、あくまでも町にあるということですね。

ＬＩＮＥだとか、ＮＨＫだとか、キャリアメールについては、町が責任を持って流したということですよね。

○議長（木下　敏）　情報防災課長。

○情報防災課長（村上宏樹）　ＬＩＮＥに関しても、町で防災無線と連動して流しています。これは全町に流しています。

携帯キャリアメール、ＮＨＫ放送に関しては、その後、道のシステムに入力し、流れているというような状況です。

以上です。

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　そうしますと、ＬＩＮＥＮＨＫ、キャリアメールについては、いずれも峠下・仁山に避難指示が出ましたよということがはっきり謳われたということですね。

○議長（木下　敏）　情報防災課長。

○情報防災課長（村上宏樹）　峠下・仁山地区に避難指示が出たことは、町公式ＬＩＮＥ等に登録している方には全町に伝わっています。

○議長（木下　敏）　ちょっと情報防災課長に言いますけれども、全町にと言っても、公式ＬＩＮＥに登録している人だけだったら、ごく一部ときちんと言わないと、全町に流れているという誤解を招くので、そういうところは正確に、もう１回再答弁を願います。

情報防災課長。

○情報防災課長（村上宏樹）　失礼いたしました。

公式ＬＩＮＥにつきましては、登録している方に流れています。

携帯キャリアメールに関しましては、その携帯キャリアに加入している方、また、ＮＨＫのデータ放送に関しては、テレビで流れているというような状況です。

以上です。

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　そうすると、ＬＩＮＥ等は登録している方、ＮＨＫは受信料を払っている方ですよね。

それから、キャリアメールというのは加入している方ということで、私が言っているのは、

七飯町でこのような避難指示が出る大雨の中、防災無線は峠市・仁山に限定して出しているようですので、こういう問題については全町で町民が共有すべきでないかということです。

こうやって見ていくと、必ずしも全町の町民が受け取れる情報ではなくて、限定された人が受け取っているというようなことにしかならないです。

防災無線は、今、説明頂きますけれども、町が指導しながら、全戸ではないにしても、高齢者だとか、ある程度の年齢の方に配って、万が一のときにというような趣旨の中で設置したと思います。

ですから、ＬＩＮＥ等、ＮＨＫ、キャリアメールだとか、そういう問題ではなくて、こういう大雨などの災害危機の場合は、防災無線で、あるいは、スマホの中に七飯町の例えば情報が８項目入るところがありますよね。

その中には、緊急情報、防災情報、子育て情報、重要なお知らせ、イベント情報、ほかに２件ほどあるのですけれども、合計８件の項目が出てくることになっています。押すと出てくる。

その中の８項目全部が、１５時現在での情報はありませんだったのですよ。これはどうなのでしょうか。

先ほど説明があったＬＩＮＥ、ＮＨＫ、キャリアメール等々は分かりますけれども、私から言わせれば、まずは防災無線。そして、巡回して情報を提供する。

あるいは、今、私が言ったような８項目の全て、災害の避難というのは子育てにも関係があるではないですか。何時何分に峠下・仁山地区には避難指示が出ましたというものが、全部どこを見ても出てくるくらいでないと。

限定して言ったからいいとか、そういう問題ではないと思います。

スマホの中にもしっかりとそういう示す項目があるのですから、そこになぜ載せなかったのか。

１０時３３分、１２時８分のそういうあれはいいですけれども、町が避難指示を決定して、１４時２０分に峠下・仁山に出しているのですよ。

防災もそうですけれども、全町にあれして、それから、七飯町の関連しているスマホの８項目の全てに、何時現在に峠下・仁山に避難指示を出しましたという項目を入れてしかるべきだと思います。

そこら辺の見解を、ちょっと聞かせてください。

○議長（木下　敏）　情報防災課長。

○情報防災課長（村上宏樹）　まず、峠下・仁山地区に限定して防災無線を鳴らしたということですが、避難指示を出していますので、当時の判断といたしましては、全町的に流すというよりは、混乱を避けるために該当地区の防災無線を鳴らしたという判断でした。

また、議員のおっしゃる、くらしの情報アプリという携帯のアプリ情報ですが、そちらに関して、今回の中では情報を発信していない状況でした。

その部分が、当時、いろいろな災害対応に暴殺されてしまっているという言い方は悪いと思いますが、そういった中で、くらしの情報アプリに発信できていなかったというところが事実です。

以上です。

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　警戒レベル４の避難指示の考え方は、全員避難ですよ。

そして、町民全体で共有すべきでないかと私は言っているのですよ。そのための防災無線だと考えています。

それとは裏腹に何を言っているのかというと、先ほども言ったように、ＬＩＮＥだとか、ＮＨＫだとか、キャリアメールだとか、そういう話ではなくて、町自らが構築した防災無線であるとか、くらしの情報アプリの関係だとか、こういうものをせっかくつくっておきながら、なぜ活用しないのか。

峠下・仁山地区に限定、それも分かります。だけれども、親戚や知人・友人のいる方についても、全町に情報を共有する必要があるのでは

ないかということを言っているのですよ。

そこら辺について、もう一度。情報の共有は必要ないのかどうか。あるいは、くらしの情報アプリに載せなくていいのかどうか。

気がつかなかったと言えばそれまでですけれども、例えばこれで人命に損害が生じていたら、とんでもないことですよ。

それなりの危機意識というのは、特に防災についてはしっかりと持ってもらわないと、私は駄目だと思います。

そこら辺をもう一度お話願います。

○議長（木下　敏）　情報防災課長。

○情報防災課長（村上宏樹）　防災無線は全町に配備していますので、全町的に情報の共有が必要ではないかという部分、知り合いなどがその地区にいらっしゃる方、また、離れた場所、町内にいらっしゃる方にも情報を共有するという部分、情報を取る者が多いことに対しては、いろいろとその人の判断も増えますので、対象地区以外にもお知らせすることを検討したいと思います。

○議長（木下　敏）　町長、今、暫時休憩しますから、町の見解をきちんと出してもらわないと。

今、田村議員が言っているのは、情報の共有と、あとは町でつくったアプリに情報が載っていない状況でいいのかと。どういう見解なのかということを求められています。

本日は老人大学の皆さんもたくさん傍聴に来ておられますので、そこはきちんとした答弁にしたいと思います。

暫時休憩いたしますので、答弁調整をお願いいたします。

１０分ほど暫時休憩します。

１０時４０分、再開いたします。

午前１０時２９分　休憩

午前１０時４０分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

田村敏郎議員に対する答弁より入ります。

情報防災課長。

○情報防災課長（村上宏樹）　貴重な時間を頂きまして、ありがとうございました。大変申し訳ございません。

それでは、答弁に入らせていただきます。

まず、情報の共有についてです。

議員のおっしゃる情報共有についてですが、こちらは改善していきたいと考えています。

今回のことを教訓にいたしまして、次につなげていきたいと考えており、情報の発信についても、分かりやすい情報といたしまして、めり張りをつけながら、町が用意している媒体で情報発信をして、情報共有を図っていくように改善していきたいと考えています。

以上です。

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　今の答弁は、町民と情報を共有したいということでよろしいのですね。

一部の地域ではなくて、全町の町民と防災無線なり何なりを通じた中で共有すべきではないかということを私は聞いているのですから、今回、しなかったかもしれませんけれども、今後は共有したいという考え方でよろしいのですねということを聞いています。

○議長（木下　敏）　情報防災課長。

○情報防災課長（村上宏樹）　情報の共有につきまして、町民の方が情報を共有できるように発信していくよう改善したいと考えています。

以上です。

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　今後、情報の共有をしていくという、私は理解しましたけれども。

これが１回流せばいいという話ではなくて、２回、３回、絶えず情報が変化するたびに、その都度、共有していくのは当たり前のことですので、かなり回数が多くなるのではないかと思いますけれども、そこら辺はしっかりやっていただきたいと思います。

もう１点ですが、藤城小学校に避難所を開設しました。峠下・仁山の町民は藤城小学校に避難するという指示が出たと思うのですけれども、峠下小学校では駄目なのですか。

というのも、この防災マップには、藤城は２００名規模の避難人員と出ていますけれども、峠下は１６０人。そこまで変わりません。

なぜ峠下小学校ではなく、藤城小に避難しなければならなかったのか、そこら辺の決定したいきさつを、ちょっと教えてください。

○議長（木下　敏）　情報防災課長。

○情報防災課長（村上宏樹）　なぜ藤城小学校に開設したかということですが、当時の判断といたしましては、仁山近辺に危険度が高まっているという情報から、峠下小学校についても検討はいたしましたが、峠下小学校の後背地にも土砂災害警戒区域がございまして、念のためということもございますが、そちらの部分に危険が高まっている状況の中で、災害等が起きた場合のことを勘案し、藤城小学校に決定したということです。

以上です。

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　峠下小学校は、洪水、土砂災害、それから、地震だとか、大規模な火災だとか、内水の氾濫、火山、こういうものに対応する避難所ですよと言っているのです。藤城小学校も同じです。

今の発言であれば、土砂災害の危険性があるのであれば、ここの印を消すべきではないですか。

どうして峠下小にしないで藤城小にしたのか。そういう危険性のあるところを避難場所にするというのも、また……。

要は、町民はどういう状況なのか分からないわけですから。そういう中で、この一覧表を見ているわけですよ。

そうすると、峠下小学校の土砂災害マークが消えていれば、土砂災害はここにもあるから、ここを避けても納得します。

藤城小も峠下小も、表示は何も変わらないのですよ。だから、なぜ藤城小にしたのですかという話です。

今の答弁ですと、土砂災害があるのであれば、この表示を消すべきではないですか。それは理由にならないのではないかと思います。

近くて安全確実に避難できる場所を町は提供しなければ駄目なのですよ。町の責務は、まず生命と財産を守るということです。

避難指示を真剣に考えた場合、これを見て町民がどこへ行くか。峠下・仁山に避難指示が出たら、当然、峠下小学校でもいいのだなと思いますよ。

それをあえて町は藤城小にして、そして、峠下・仁山に限定して指示を出しているのですよ。ほかの知人、友人、親戚、縁者は、駆けつけるとき、どうするのですか。

そこら辺の考え方を、ちょっと教えてください。

○議長（木下　敏）　情報防災課長。

○情報防災課長（村上宏樹）　今回、藤城小学校に開設したことですが、土砂災害警戒情報を基に、どの地区が危険かという判断をいたしまして、峠下・仁山地区にかかって危険な場所というところもございますので、その地区に関して、まず危険が迫っているというように考えました。

その中で、危険が迫っている地区の外にある避難所を開設しようというような考え方でした。

峠下についても、小学校に避難する場合があると思いますが、それはその地区の危険度が高まっていない、また、ほかの地区で高まった場合かと思います。

今回に関しましては、そこの地区の危険度が高まったという判断をいたしまして、その外にある藤城小学校を避難所にしたというような考え方です。

以上です。

○議長（木下　敏）　ちょっと理事者に申し上げますけれども、今回の１９、２０日の大雨で、今、議会も防災の特別委員会を開いておりまして、道の駅のところが冠水し、新道川が氾濫したというのをうちで抑えている中で、田村議員が質問しています。

そういう中で、なぜ峠下小学校を避難所にできなかったかというとき、土砂災害の区域に入っているからとなれば、今月末に私たちが国

や道に要望活動で改善するためにやろうとしていることが、食い違ってしまうのですよ。

だから、そういうことをきちんと整理した上で、もう一度。再答弁を願います。

暫時休憩します。

答弁調整してください。

午前１０時５０分　休憩

―――――――――――――――

午前１１時３０分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

田村敏郎議員に対する答弁より入ります。

○議長（木下　敏）　情報防災課長。

○情報防災課長（村上宏樹）　貴重な時間を費やしていただき、申し訳ございませんでした。

それでは、答弁に入らせていただきます。

当時の状況ですが、１１時頃には激しい雨となってきまして、峠下地区の新道川の氾濫、越水の状況になるというふうに考え、峠下小学校が危険になるという判断の下、近郊区域外の藤城小学校に避難所を開設した状況です。

以上です。

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　もう１回聞きますけれども、峠下小学校の避難の対象は、これに入っているのですよ。土砂災害も対応しますよと。

ですから、そういう危険があって藤城小にするのであれば、峠下小学校の土砂災害の部分を消したほうがいいのではないですか。そういう話をしているのですよ。

危険であれば、ほかのところというのは分かります。峠下・仁山地区に避難指示を出して、峠下が駄目だから藤城にしますよ、これは意味が通じますからいいのですけれども、そうなった場合、ある程度、広範囲の場合、逆にこの避難場所の一覧の意味がなくなります。

どこに行けばいいのですかという話で、町民は混乱しますよ。

洪水でも対応しますよと言っていて、洪水になるからあちらへ行ってください、こういうことでは防災の対策につながっていかないのではないですか。

土砂災害の危険があるからというのは理由にならないです。これに対応しますよということを言っているのですから。

そうすると、ここにこうやって一覧に書いているけれども、その時々の災害状況において避難場所は全部変えますよというのが、町の考え方なのですか。

そこをちょっと教えてください。

○議長（木下　敏）　情報防災課長。

○情報防災課長（村上宏樹）　峠下小学校についてのお話ですが、峠下地区以外でそういった状況になった場合ですけれども、今回、藤城小学校にしたように、ほかの場所でそのような災害になっていて、峠下小学校の区域が安全であれば、その避難所にするというようなことになります。

以上です。

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　これは平行線になるかも分からないですけれども、そうしますと、災害の状況によって避難場所が変わりますから、町民はきちんと町の指示に基づいて避難してくださいということなのですか。

もしそうだとすれば、自主避難というのはどういう意味なのですか。

自分の家に危険を感じた場合、公共施設に避難するのですよ。そういったときに、実はそこは違うのですよという話になるのですか。

ですから、私が先ほど言った、情報を共有しましょうねというのはそこにあります。

そのエリアだけの問題ではなくて、もし災害の内容によって避難場所を変えるという意図があるのであれば、町民全体で共有しなければならないですよ。

たまたま今回は雲の流れだとかいろいろなことで峠下・仁山でしたけれども、例えば藤城から雲が流れた場合はと考えると、いろいろ分散させなければ駄目ではないですか。

町民は避難所一覧を見て、こういう場所は大丈夫だという、これで避難すると思います。これをよりどころにして、町民は避難するのです

から。

土砂災害がありそうだと言ったら、土砂災害に対応できる場所。町民はそうやって避難するのですよ。

実際、峠下小学校に避難した人はいなかったのですか。そういう議論はなかったですけれども。

そこら辺のきめ細やかな対応というのを、やはり命と財産を守る立場ですから、しっかりと自覚していかないと、私は駄目ではないかと思います。

それから、もう一点。それに関連してですが、レベル４で避難指示が出ました。

この前段であるレベル３の、ここにも書いていますけれども、避難準備、あるいは、高齢者等避難開始は役場で出せなかったのですか。いきなりレベル４の避難指示なのですか。私は違うのではないかと思います。

例えば地震みたいに一度にガタッと来るのではなく、大雨というのは降水時間だとか推移を見ながら、ある程度、対応ができるのではないかと思います。

レベル４に行く前段に、レベル３の避難準備だとか高齢者等避難開始をまず出して、最終的にはきちんと避難指示を出す。

この避難指示というのは、内閣府や消防庁の見解では全員避難ですから。

レベル５になれば、もう災害が起きているということですから。外に逃げるのではなくて、上に逃げてくださいというレベルなのですよ。

ですから、４を出す前段に、刻々と災害の状況が変わる、大雨の状況が変わるのであれば、まずレベル３の準備開始、高齢者の避難開始を放送でやるべきではなかったのですか。

そこら辺の見解を、ちょっとお聞かせ願います。

○議長（木下　敏）　情報防災課長。

○情報防災課長（村上宏樹）　まず１点目に関しましては、町内で情報が共有できるよう、改善していきたいと思います。

そういった状況に対応できるよう、共有するための改善をしていきたいと思います。

２点目のレベル３の件ですが、当時の状況といたしましては、どのくらい降っているかというような雨の状況を見ながら判断しておりました。

レベル３の大雨警報が出ておりましたが、今回の判断では、避難指示というものを出していません。

その当時としましては、状況の判断になりますけれども、避難指示は出していないということで、都度、状況に応じて判断していくというふうに考えています。

以上です。

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　私が聞いているのは、なぜレベル３を出さなかったということですよ。

いきなり避難指示ではなくて、避難準備、あるいは、高齢者の避難開始が前段にあるのであれば、まずそこから始めなければ駄目なのではないですか。

１４時２０分に避難指示を出すのであれば、例えば１４時１５分にレベル３を出して、さらに雨が強くなるということでレベル４に切り替え、全員避難するように指示しますとか、幾らでも出せるのではないですか。

それと、もう一つには、ＬＩＮＥスマートというものがあるらしいのですけれども、その通知では、１４時に土砂災害警戒レベル４、河川洪水レベル３、担当者に確認して速やかに適切な防災行動を取ってくださいとあったらしいのですよ。この担当者というのは七飯町ですね。

でも、七飯町は１４時２０分。２０分も違うのですよ。

防災も入らない、何も入らない、峠下・仁山地区にしか入らないとなったら、町民は混乱しますよ。隣接する、あるいは、高齢者の一人暮らしなんていうのは、不安でどうもなんないですよ。雨ですから。

そういうタイムラグだとかずれをなくして、速やかに連絡をすべきであって、きめ細やかな避難レベルをきちんと設定しながら、やるべきでないかと私は思いますけれども。

実際、防災無線はどうなのですか。７億円く

らいかけて設置したようですけれども、この部分については、今、どういう状況にあるのですか。

防災無線の子機というか、そういうものが配られているところは何軒あるか。

あるいは、使っていない人もいるという話を聞きます。高齢者で使っていない方には、どういったような……。

今のＬＩＮＥスマートと言うのですか、そういう通知で分かったけれども、何も情報がないといった連絡が来ましたが、そういったことでは、なかなか防災対策として欠陥があるのではないかと思います。

そこら辺の、特に防災無線、こういう実態を把握しているのかどうか。ある程度、きちんとそういうもので町民に連絡が行きわたるような体制になっているのかどうか、そこら辺もちょっと答弁をお願いします。

○議長（木下　敏）　情報防災課長。

○情報防災課長（村上宏樹）　レベル３のお話ですが、大雨警報が出たときの高齢者の避難という部分に関しましては、今回、土砂災害警戒情報が出たことにより、避難指示を出している状況ですが、レベル３に関しましては、状況判断になりますけれども、雨の降る量の状況などを見ながら判断していきたいと考えています。

先ほどのＬＩＮＥスマート通知の件に関しまして、町いたしましては、避難指示を判断してから防災無線を鳴らすまでの時間を、できる限り短縮していけるよう、改善していきたいと考えています。

また、個別の受信機の件に関しましては、現在、約３，１５０戸に配付されている状況でして、現在も町の広報誌によって必要な方には貸出しをしている旨を記事に掲載している状況です。

以上です。

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　３，１５０戸ということですけれども、子機を配る対象者は何人いるのですか。

まず、そこを１点と、それからもう一つには、先ほど峠下・仁山地区の人口の答弁がありましたよね。峠下が２３７名、１３３世帯。仁山が２７９人の１６１世帯。

このうちの避難は、累計で１９名の１５世帯という話ですよね。世帯数からいけば、この数はどうなのですか。

何らかの事情で避難できない方もいるとは思うのですけれども、レベル４の建前は全員避難ですよ。そういうことからいけば、避難の数がちょっと少ないというか。

この中には、例えば介護者、難病患者、透析の患者、妊娠している方、乳児、幼児、児童生徒、それらをサポートしている方がいて、こういう方々も意識していたかどうかですよね。

当然、これは社会福祉課でも、社会福祉協議会でも、ある程度の数を押さえているとは思うのですけれども、そういうところと連携しながら、防災課でもきちんとそういう方々の対策を考えていたかどうかですよ。

今回、入っていればいいのですけれども、入っていないということになれば、対応のまずさが出てきているのではないかという考えが出てきます。

そのほかにも、大沼多目的会館には最大２世帯、３名の避難者。それから、七飯町役場は５名、２世帯。

また、帰宅困難者が藤城の氾濫の中でいたという話も聞きましたし、こういう方々の対策というのは、どうあるべきかではなく、どうしなければならないのかということですよ。

避難指示は出したけれども、こういう方々は自分たちで避難しなさいという考えなのか、今後、そういう方々に対しては町のサポートの下で避難させるのか。あるいは、そういういろいろな手立てを考えているのかどうか。

今回はやったのかどうかも含めて、そこら辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（木下　敏）　情報防災課長。

○情報防災課長（村上宏樹）　まず、個別受信機の関係ですが、当時、３，８４２台配付いたしまして、返却なども含めて、現在、約３，１５０台という形です。

これからも個別受信機を利用していただくために、先ほども申し上げましたが、広報誌によって新たな貸出しをするというようなことで、現在、進めています。

当時、対象にしていた方ですが、高齢者のみの世帯などを対象として配付していました。

当時の帰宅困難者の方の状況ですが、大沼多目的会館に自主避難所を開設しまして、帰宅が困難でその日は車中泊した方がいたということです。

そういった中で、大沼多目的会館を自主避難所として開けておりましたが、実際はそういう状況がございました。

また、床上浸水の方もいらっしゃいまして、この方は上藤城地区でしたが、状況といたしましては、浸水はしていましたけれども、生活できるというようなつくりになっていましたので、浸水した中で生活を続けられてという状況もございます。

以上です。

○議長（木下　敏）　福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹）　私からは、要支援者等への福祉課としての対応についてお答えさせていただきます。

各介護保険の関係ですとか、障害福祉の関係の事業所においては、令和６年４月から災害時対応事業継続計画、通称ＢＣＰの作成が法律で義務づけられておりまして、当町の地域包括支援センターである福祉課地域包括支援係においては、このＢＣＰに基づき作成しました災害者利用者一覧表に記載されました要支援認定者７３名のうち、今回、避難指示が出た峠下・仁山地区の２名について、ハザードマップにおいては土砂災害警戒区域ではございましたが、直接電話で１名の状況確認を行い、もう１名については利用しているサービス事業所から確認を行っていただいております。

このほか、町内の居宅介護支援事業所に対しても、各事業所で作成しているＢＣＰに基づいて対応を行うように連絡も行っております。

以上です。

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　防災無線の関係ですけれども、配ったのが３，５５０、戻ってきたのが３，１５０という数ですけれども、配る対象者は何人ですか。

○議長（木下　敏）　情報防災課長。

○情報防災課長（村上宏樹）　当時、配付する対象としまして３，８４２軒です。

高齢者のみの世帯など３，８４２軒に配り、その後、追加で１９１台配っていますので、３，６５１台配っています。

そうした中で、累計ですが、返却等もありまして、現在、約３，１５０台稼働している状況です。

以上です。

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　防災無線の対象人員が何ぼで、実際に配られているのが３，５５０で、使われていない、あるいは、返却があったのが何ぼで、全体として例えば５０％であれば、全然話にならないですよ。

８割、９割がしっかりと防災無線の意義を理解し、家庭に置いてもらわなければ駄目だと感じますけれども、そこら辺、しっかりともう一度調査をお願いします。

それから、もう一つは、先ほどの答弁の中にありましたけれども、床上浸水が上藤城で１軒、それから、床下浸水が峠下で２軒、上軍川で１軒の被害があった。

こういうところを、避難指示まで行かないにしても、少なくともレベル３の避難開始か何かを出す対象になったのではないかと思いますけれども、そこら辺をちょっと教えてください。

○議長（木下　敏）　情報防災課長。

○情報防災課長（村上宏樹）　まず、個別受信機の件ですが、当時、３，８４２台配りまして、その後、追加で配っております。

先ほども申し上げましたが、現在、稼働しているのが約３，１５０台でございまして、高齢者のみの世帯などに配付している状況です。

ここの部分に関しましては、広報に追加で配付の記事を掲載していますが、もう少し小まめに配付の状況を、配付しているというところを

周知し、増やしていきたいと考えます。

また、上藤城地区の床上浸水の件で、レベル３ではなかったのかというようなことですが、こちらに関しましては、そこの建物が建っている土地自体も少し低くなっている部分がございまして、そういったところに雨が降り、道路からの水などが流入しまして、全体的に水かさが増えている中、一部が水につかったという状況でした。

そこに関しましても、当時、職員も状況を把握しながら、その方とお話ししているような状況です。そういった中での当時の判断でした。

以上です。

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　今回の大雨の被害ですけれども、全部で２億７，６７７万６，０００円。農作物が１億５，４２４万６，０００円、公共施設等１億２，２５３万円という大きな被害を被っているわけです。

最近、北海道、あるいは、渡島では考えにくかった線状降水帯の発生の可能性が、非常に高くなってきている。

今、秋田とか、そこら辺は甚大な被害を受けているということで、今回の大雨を教訓に、今後の防災対策をどうするのか。

これは、町長、しっかりとした考え方を最後に聞かせていただきたいと思います。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　今、田村議員に指摘されまして、私どもも、今回、線状降水帯が峠下・藤城地区から、軍川、大沼地域にかけて、短い時間だったものだから、これくらいで済んだとは思っておりますけれども、これまで整備してきました防災無線、それから、防災無線と連動して自宅における個別受信機、個別受信機につきましては大沼の駒ケ岳噴火の防災関係も想定して、軍川地区、東大沼地区には全戸配布、それ以外については高齢者の住宅にということで、当初、３，８００台程度を配付したところが、戻してこられた方もいたということで、現在、３，１００台くらいの運用になっているということで、屋外の防災無線以外に、この個別受信機の運用、それから、防災無線の設備に連動しております七飯町の防災ＬＩＮＥというものもございまして、そちらも併用しながら、きちんとめり張りをつけた、危険地域に関しては重点的に情報を発信して、なおかつ、七飯町民全体に情報を共有できる体制の構築を目指していきたいと考えております。

議員の御指摘のとおり、今はいつどこで大雨洪水が起きるか分からない。しかも、その中でも、地域全体というよりは、局地的にというふうな形もあります。

やはり町民の皆さんの生命と財産を守るということが一番使命ですので、そういう部分では、これまで整備してきた情報のツールを含めて……。

あと、あるいは、今回は大沼方面の軍川が氾濫いたしまして、その地域付近で帰宅困難になられた方がおられたというようなこともございます。

また、今回の御指摘にあった、峠下小学校への避難ができなかったという部分に関しましては、その後、午後３時以降に道の駅の裏側を走っております新道川が、越水というか、もう溢れまして、国道５号線に水が冠水し、その映像が全国ニュースに流れたということもありました。

想定外の雨というような中で、避難所の選別も含め、きちんとした対応と、選別をした部分でも、やはり住民の皆さんに迷わずに避難していただかなければならないということもございますので、そういう部分では、役場内部の防災に関するときの対策会議をつくった場合に、各課連携して、各住宅を確認するとか、まずは福祉避難者に関して第一報での動きを早めるとか、そういうような課題が、今回、浮き彫りになったというふうに感じております。

今後、これを教訓に、皆さんが安心してお住まいになれるような防災体制を構築していきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

今回、そういう意味では、とても有意義な一般質問だったと思っております。

今後、北海道、それから国に、今回の河川の決壊も含め、要望を上げていって、議会の皆さんと一緒に要望活動にも行きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まずはそういうことで、今回の部分を教訓にして対策を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（木下　敏）　中川友規議員。

○９番（中川友規）　今、町長の答弁の中で大変有意義だということでしたが、はっきり言って、今日の午前中に２回議会が止まっているのですよ。

先ほどから答弁を聞いていても、答弁調整したのに防災課長だけがしゃべっていて、なおかつ、町長が今のようなことをしゃべっていれば終わった話のものを、これだけ時間かけてやって、それで有意義でしたとか、そのような発言をされると、ちょっと議会をばかにしているのかなと。

だから、今の発言は取り消すべきだと思いますけれども。

○議長（木下　敏）　暫時休憩いたします。

１時まで休憩して、議会運営委員会を開きます。

午後０時０４分　休憩

午後１時００分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き、再開いたします。

田村俊郎議員の一般質問に対する町長の答弁に関わる中川議員からの議事進行について、議会運営委員会副委員長の報告を求めます。

稲垣明美副委員長。

○８番（稲垣明美）　田村敏郎議員の一般質問に対する町長答弁について、中川議員より議事進行がありました件について、議会運営委員会で協議した結果を報告いたします。

本日の会議は、これをもって散会し、議員全員協議会を開催することに決定いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（木下　敏）　まず、田村敏郎議員の一般質問は終了したということで、自席に戻ってください。それから、私が宣言しますので。

それでは、この際、お諮りいたします。

議会運営委員会副委員長の報告のとおり、本日の会議はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこの程度にとどめ、散会することに決定いたしました。

散　会　宣　告

○議長（木下　敏）　本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後１時０４分　散会

以上会議の顛末を記録しその相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

議　　員

議　　員